

東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況

1 東京都障害者権利擁護センターについて

障害者虐待防止法第36条に規定がある「都道府県障害者権利擁護センター」について、都では、福祉保健局障害者施策推進部計画課権利擁護担当を、東京都障害者権利擁護センター（以下「センター」という。）と位置付けている。

また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行後には、差別に係る相談等もセンターにて受け付けている。

なお、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例第8条にて規定した広域支援相談員についてもセンターに配置し、条例に係る相談対応業務等を行っている。

2 平成30年度（4月1日～11月30日。障害者虐待に係るものを除く。以下同じ。）

(1) 相談件数

()は平成29年度の同期間の数値

	相談内容			合計
	不当な差別	合理的配慮	その他※	
件数	47 (13)	40 (20)	93 (40)	180 (73)
割合	26%	22%	52%	100%

※ その他には、法や条例の内容及び解釈、窓口案内、苦情や都の取組内容への質問を含む。

(2) 相談者の分類

()は平成29年度の同期間の数値

	当事者	当事者の関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	その他(不明)	合計
件数	72 (39)	25 (11)	47 (11)	19 (2)	5 (2)	12 (8)	180 (73)
割合	40%	14%	26%	11%	3%	7%	100%

(3) 当事者の障害種別（「当事者の関係者」からの相談を含む。）

（ ）は平成29年度の同期間の数値

	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	精神・発達障害	難病	不明その他	合計
件数	11 (7)	7 (4)	18 (3)	6 (3)	29 (7)	3 -	23 (9)	97 (33)
割合	11%	7%	19%	6%	30%	3%	24%	100%

(4) 相談分野の分類

（ ）は平成29年度の同期間の数値

	行政機関等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他※	合計
件数	41 (19)	26 (2)	8 (1)	14 (7)	11 (6)	38 (11)	16 -	26 (27)	180 (73)
割合	23%	14%	4%	8%	6%	21%	9%	14%	100%

※ その他には、分野不明、私人関係、自身の状況への不安等を含む。